

## フロン回収・破壊法の主要な改正内容（案）について

### 目 次

#### 1．特定解体工事元請業者の確認及び説明について

- 1 - 1．特定解体工事元請業者の確認及び説明（法第19条の2）

#### 2．行程管理制度について

- 2 - 1．行程管理制度（法第19条の3、第20条の2）

#### 3．業務用冷凍空調機器を整備する際の対策強化について

- 3 - 1．整備業者の第一種フロン類回収業者としての登録（法第9条）
- 3 - 2．第一種特定製品の整備の際の第一種特定製品整備者の引渡義務、第一種フロン類回収業者の引取義務等（法第18条の2）
- 3 - 3．整備に伴う費用負担について（法第37条）

#### 4．業務用冷凍空調機器を再資源化する際の対策強化について

- 4 - 1．第一種特定製品の再資源化時のフロン類の引渡義務等（法第2条）

#### 5．第一種フロン類回収業者の記録等の対策強化について

- 5 - 1．第一種フロン類回収業者の記録等（法第22条）

#### 6．担保措置の強化等について

- 6 - 1．廃棄等実施者等に対する都道府県知事の指導、助言、勧告、命令等の措置（法第23条、第24条、第43条、第44条及び第45条）

## 1 . 特定解体工事元請業者の確認及び説明について

### 1 - 1 . 特定解体工事元請業者の確認及び説明（法第 19 条の 2）

#### （ 1 ）趣旨

業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）の廃棄等を行おうとする者は、機器の廃棄等を行う機会が少ないことから、フロン回収・破壊法上の義務をあまり認識できていないおそれがある。特に、建築物等の解体工事に伴い第一種特定製品の廃棄等が行われる場合に適正なフロン類回収が実施されていないことが懸念されている。

このため、日常的に建築物の工事に関与していることに鑑み、建築物の解体工事を請け負おうとする建設業を営む者に対して、当該建築物中に設置されている第一種特定製品の設置の有無について確認をし、確認結果を、当該解体工事を発注しようとする者に対して書面にて説明しなければならないこととした。

建物解体工事を発注しようとする者は、説明を受けることを通じてフロン回収・破壊法に基づく自らの義務を認識することにより、フロン類回収の発注が行われることが期待できる。

#### （ 2 ）改正内容等

##### 説明書面の内容（第 1 項）

当該規定は、特定解体工事発注者（第一種特定製品の廃棄等を行おうとする者）に対し、特定解体工事元請業者が書面で、請け負おうとする解体工事の建物中の第一種特定製品の有無を説明し、フロン回収・破壊法上の義務を特定解体工事発注者に認識させることにより、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者（以下「回収業者」という。）への引渡しを促すことを目的としたものである。説明書類の記載事項案は以下のとおり。

##### ア 基本的事項

- ・ 書面の交付年月日
- ・ 特定解体工事元請業者の氏名・名称、住所
- ・ 特定解体工事発注者の氏名・名称、住所
- ・ 解体工事の名称及び場所

##### イ 建築物その他の工作物中における第一種特定製品の設置の有無の確認結果

- ・ 第一種特定製品の設置の有無 等

### (3) その他

#### 説明方法（第1項）

解体工事に関しては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）においても第12条第1項において対象建設工事を発注しようとする者から直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者が、当該発注をしようとする者への事前説明の規定を設けているところ、実務としては改正フロン回収・破壊法と建設リサイクル法の両義務が一体として行われることが効率的である。

フロン回収・破壊法においては記載事項のみ定め、書式については特に定めないこととし、共通の表紙を用いること等により、建設リサイクル法に基づく説明とフロン回収・破壊法に基づく説明を同時に行うことが可能となる。

#### 確認が必要ない場合（第1項カッコ書き）

当該建築物その他の工作物に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものとしては、東屋、橋梁等外見上明らかなもの、及び既にフロン類回収が実施されているとして発注者から当該建物中の業務用冷凍空調機器に係る引取証明書の提示があった場合等である。

#### 特定解体工事発注者の確認に対する協力（第2項）

協力の内容としては、設計図面の提示、立入りの了承等、確認行為を円滑にするための協力である。

### 関連条文

第19条の2 建築物その他の工作物（当該建築物その他の工作物に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものを除く。）の全部又は一部を解体する建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）を発注しようとする者（以下この条及び第52条第1項において「特定解体工事発注者」という。）から直接当該建設工事を請け負おうとする建設業（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第2項に規定する建設業をいう。）を営む者（以下「特定解体工事元請業者」という。）は、当該建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無について確認を行うとともに、当該特定解体工事発注者に対し、当該確認の結果について、主務省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2 前項の場合において、特定解体工事発注者は、特定解体工事元請業者が行う第一種特定製品の設置の有無についての確認に協力しなければならない。

## 2 . 行程管理制度について

### 2 - 1 . 行程管理制度（法第 19 条の 3 及び第 20 条の 2）

#### （ 1 ）趣旨

第一種特定製品の廃棄等を行おうとする者（第一種特定製品廃棄等実施者。以下「廃棄等実施者」という。）は、第一種特定製品に充てんされているフロン類の回収業者への引渡しについて、他の者に委託することが出来る（第 19 条）。

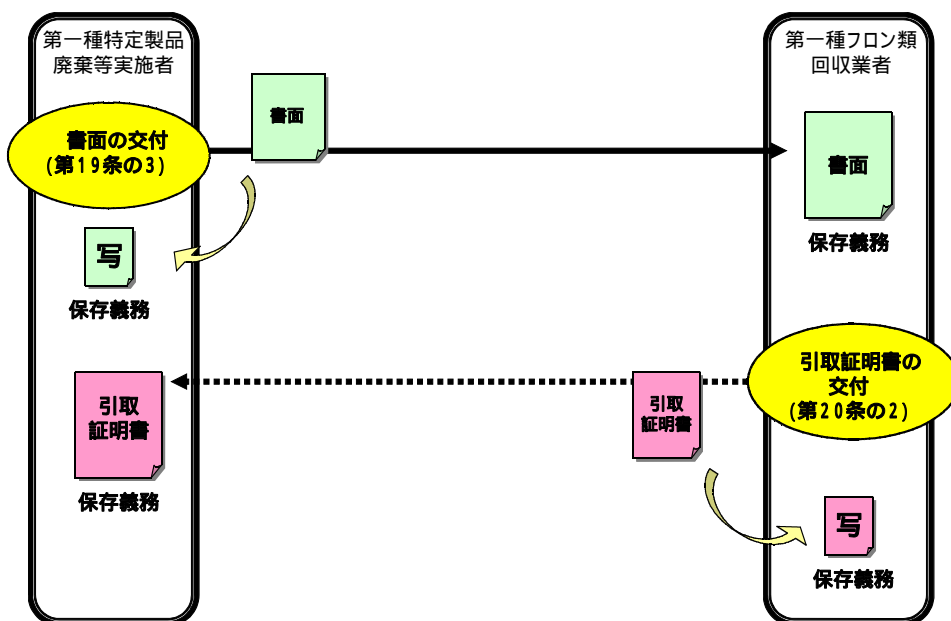
しかしながら、この委託が、第一種特定製品の更新や廃棄の委託契約や製品を含む建築物の解体工事の委託契約と一括して、かつ契約書に明記されずに契約されていることが多いため委託受託の関係が曖昧となることが、フロン類の回収率が向上しない一因と考えられる。特に、下請けや孫請けという形で、元請業者から次々に当該作業委託が再委託される場合は、フロン類の引渡しに係る委託（再委託）が曖昧になりやすい。

そこで、廃棄等実施者は、フロン類の引渡しを他の者に委託する場合には、必要な事項を記載した書面を交付しなければならないこととし、また、フロン類を引き取った回収業者は、引き取りを証する書類を廃棄等実施者に交付しなければならないなど、フロン類の引渡委託が曖昧にならない措置を講ずることとした。

#### （ 2 ）改正内容等

- ・ 廃棄等実施者が自らフロン類を回収業者に引き渡す場合に、必要事項を記載した書面の交付を義務付ける。
- ・ 廃棄等実施者がフロン類の引渡しを他の者に委託する場合には、必要事項を記載した書面（委託確認書）の交付を義務付ける。
- ・ フロン類の回収業者への引渡しの委託を廃棄等実施者から受けた者（第一種フロン類引渡受託者。以下「受託者」という。）は、フロン類を回収業者又は他の者に引き渡すときは、委託確認書の回付を義務付ける。
- ・ フロン類を引き取った回収業者はフロン類の引き取りを証する書面（引取証明書）を廃棄等実施者等に交付する。
- ・ 各主体に上記書面又は書面の写しの保存義務を課すことで、各主体の義務履行状況を第三者が事後的に確認できるようにする。

）廃棄等実施者が直接回収業者にフロン類を引き渡す場合



（廃棄等実施者が直接回収業者にフロン類を引き渡す場合の書面）

第19条の3 第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を自ら第一種フロン類回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種フロン類回収業者に次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 二 引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数
- 三 引渡しを受ける第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所
- 四 その他主務省令で定める事項

【省令事項】

書面交付の手続き（法第19条の3第1項）

回収業者が2以上ある場合にあっては、回収業者ごとに交付すること。

書面に記載された事項に相違がないことを確認の上、交付すること。  
フロン類を回収業者に引き渡すまでに交付すること。

書面の記載事項（法第19条の3第1項）

- 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 二 引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数

- 三 引渡しを受ける第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所  
当該書面の交付年月日  
第一種特定製品の所在  
引渡しを受ける第一種フロン類回収業者の登録番号

( 廃棄等実施者における書面の保管 )

第 19 条の 3

- 3 第一種特定製品廃棄等実施者は、第 1 項の規定による書面の交付又は前項の規定による委託確認書の交付をする場合においては、当該書面の写し又は当該委託確認書の写しをそれぞれ当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

【省令事項】

書面の保存期間（法第 19 条の 3 第 3 項）

3 年（保存期間に関する説明については 13 頁参照）

( 直接回収業者に委託された場合の引取証明書 )

第 20 条の 2 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から直接にフロン類を引き取ったときは、フロン類の引取りを証する書面（以下この条において「引取証明書」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書を交付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類回収業者は、当該引取証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

【省令事項】

引取証明書の記載事項（法第 20 条の 2 第 1 項）

第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所

引取証明書の交付年月日

引取りに係るフロン類が充てんされていた第一種特定製品の種類及び数

引取りを終了した年月日

引き取ったフロン類の種類ごとの量

引取証明書の交付手続き（法第 20 条の 2 第 1 項）

フロン類の回収後速やかに交付すること。

引取証明書に記載された事項に相違がないことを確認の上、交付す

ること。

引取証明書の保存期間（法第20条の2第1項）

3年（保存期間に関する説明については13頁参照）

（廃棄等実施者における引取証明書の保存）

第20条の2

3 第一種特定製品廃棄等実施者は、第1項の規定による引取証明書の交付又は前項の規定による引取証明書の写しの送付を受けたときは、当該引渡しを終了したことをそれぞれ当該引取証明書又は当該引取証明書の写しにより確認し、かつ、当該引取証明書又は当該引取証明書の写しをそれぞれ当該交付を受けた日又は当該送付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

【省令事項】

引取証明書の保存期間（法第20条の2第3項）

3年（保存期間に関する説明については13頁参照）

（引取証明書未回付等の際の廃棄等実施者の都道府県への報告）

第20条の2

4 第一種特定製品廃棄等実施者は、主務省令で定める期間内に、第1項の規定による引取証明書の交付若しくは第2項の規定による引取証明書の写しの送付を受けないとき、又は第1項若しくは第2項に規定する事項が記載されていない引取証明書若しくは引取証明書の写し若しくは虚偽の記載のある引取証明書若しくは引取証明書の写しの交付若しくは送付を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

【省令事項】

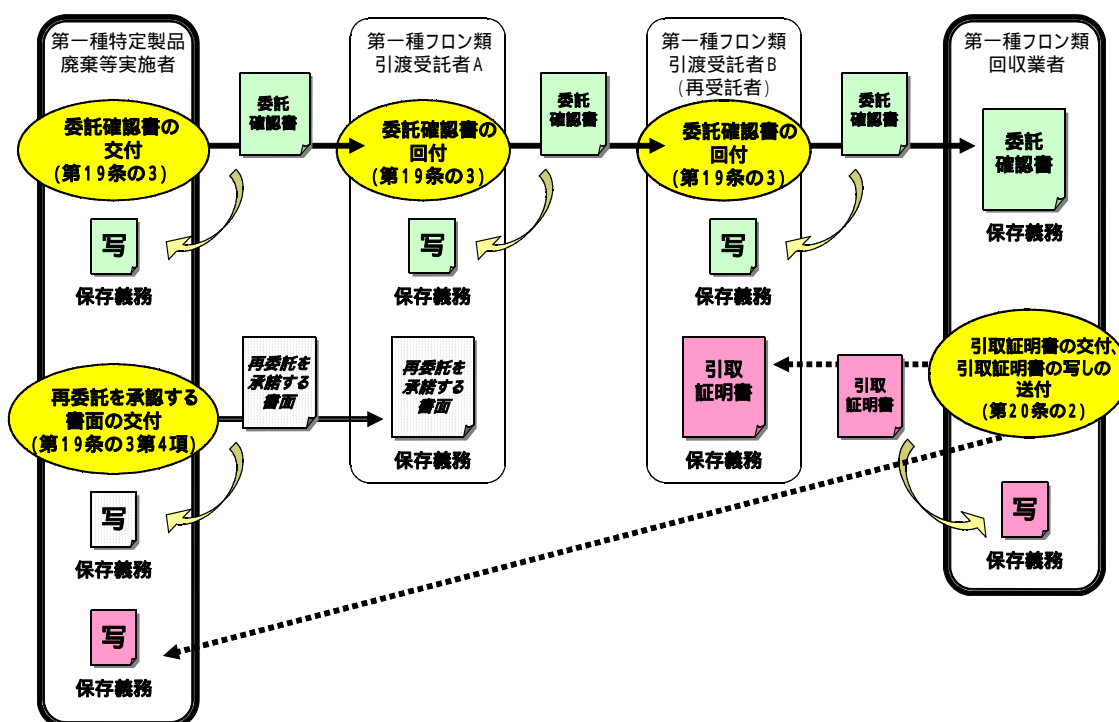
引取証明書が戻ってこない場合の都道府県知事への報告の期限（法第20条の2第4項）

原則30日とする。

都道府県知事への報告の手続き（法第20条の2第4項）

速やかに交付した書面（法第19条の3第1項の規定による書面）の写しを添付して都道府県知事に報告するものとする。

） 回収業者へのフロン類の引渡しを第三者に委託する場合



(回収業者へのフロン類の引渡しを第三者に委託する場合の委託確認書)

第19条の3

2 第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の第一種フロン類回収業者への引渡しを他の者に委託する場合（当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。）において、当該引渡しの委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該引渡しの委託を受けた者に次に掲げる事項を記載した書面（以下この条及び次条第一項において「委託確認書」という。）を交付しなければならない。

- 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 二 引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数
- 三 引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 四 その他主務省令で定める事項

【省令事項】

委託確認書交付の手続き（法第19条の3第2項）

受託者が2以上ある場合にあっては、受託者ごとに交付すること。  
委託確認書に記載された事項に相違がないことを確認の上、交付すること。

委託確認書の記載事項（法第19条の3第2項）



- 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 二 引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数
- 三 引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所  
当該書面の交付年月日  
第一種特定製品の所在

( 廃棄等実施者における委託確認書の保管 )

第 19 条の 3

- 3 第一種特定製品廃棄等実施者は、第 1 項の規定による書面の交付又は前項の規定による委託確認書の交付をする場合においては、当該書面の写し又は当該委託確認書の写しをそれぞれ当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

【省令事項】

委託確認書の保存期間（法第 19 条の 3 第 3 項）

3 年（保存期間に関する説明については 13 頁参照）

( 受託者から回収業者へ委託確認書の回付 )

第 19 条の 3

- 6 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類を第一種フロン類回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に主務省令で定める事項を記載し、当該第一種フロン類回収業者に当該委託確認書を回付しなければならない。

【省令事項】

委託確認書の回付手続き（法第 19 条の 3 第 6 項）

委託確認書に記載された事項に相違がないことを確認の上、回付すること。

法第 19 条の 3 第 4 項に定める廃棄者の再委託承諾書面を添付すること。

委託確認書をフロン類回収業者に回付する際の追記事項（法第 19 条の 3 第 6 項）

当該書面の回付年月日

第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

( 受託者による委託確認書の保管 )

第19条の3

- 7 第一種フロン類引渡受託者は、前2項の規定による委託確認書の回付をする場合においては、当該委託確認書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

【省令事項】

委託確認書の保存期間（法第19条の3第7項）

3年（保存期間に関する説明については13頁参照）

（受託者を介した場合の引取証明書）

第20条の2

- 2 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から第一種フロン類引渡受託者を通じてフロン類を引き取ったときは、引取証明書を主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該第一種フロン類引渡受託者に当該引取証明書を交付するとともに、遅滞なく、当該フロン類に係る第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書の写しを送付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類回収業者は、当該交付をした引取証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

【省令事項】

引取証明書の記載事項（法第20条の2第2項）

- 第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
- 第一種特定製品廃棄等実施者及び当該第一種フロン類引渡受託者の氏名又は名称及び住所
- 引取証明書の交付年月日
- 引取りに係るフロン類が充てんされていた第一種特定製品の種類及び数
- 引取った年月日
- 引き取ったフロン類の種類ごとの量

引取証明書の交付手続き（法第20条の2第2項）

- フロン類回収後速やかに交付すること。
- 引取証明書に記載された事項に相違がないことを確認の上、交付すること。

引取証明書の保存期間（法第20条の2第2項）

3年（保存期間に関する説明については13頁参照）

( 廃棄等実施者における引取証明書の保存 )

第 20 条の 2

3 第一種特定製品廃棄等実施者は、第 1 項の規定による引取証明書の交付又は前項の規定による引取証明書の写しの送付を受けたときは、当該引渡しを終了したことをそれぞれ当該引取証明書又は当該引取証明書の写しにより確認し、かつ、当該引取証明書又は当該引取証明書の写しをそれぞれ当該交付を受けた日又は当該送付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

【省令事項】

引取証明書の保存期間 ( 法第 20 条の 2 第 3 項 )

3 年 ( 保存期間に関する説明については 13 頁参照 )

( 引取証明書未回付等の際の廃棄等実施者の都道府県への報告 )

第 20 条の 2

4 第一種特定製品廃棄等実施者は、主務省令で定める期間内に、第 1 項の規定による引取証明書の交付若しくは第 2 項の規定による引取証明書の写しの送付を受けないとき、又は第 1 項若しくは第 2 項に規定する事項が記載されていない引取証明書若しくは引取証明書の写し若しくは虚偽の記載のある引取証明書若しくは引取証明書の写しの交付若しくは送付を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

【省令事項】

引取証明書が戻ってこない場合の都道府県知事への報告の期限 ( 法第 20 条の 2 第 4 項 )

原則 30 日とする。

都道府県知事への報告の手続き ( 法第 20 条の 2 第 4 項 )

速やかに交付した書面 ( 法第 19 条の 3 第 2 項の規定による委託確認書 ) の写しを添付して都道府県知事に報告するものとする。

( 受託者における引取証明書の保存 )

第 20 条の 2

5 第一種フロン類引渡受託者は、第 2 項の規定による引取証明書の交付を受けたときは、当該引取証明書を当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

【省令事項】

引取証明書の保存期間（法第20条の2第5項）

3年（保存期間に関する説明については13頁参照）

（再委託の手続き）

第19条の3

- 4 第一種特定製品廃棄等実施者から第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の第一種フロン類回収業者への引渡しの委託を受けた者（当該委託に係るフロン類につき順次行われる第一種フロン類回収業者への引渡しの再委託を受けた者を含む。以下「第一種フロン類引渡受託者」という。）は、当該委託に係るフロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする場合（当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。）には、あらかじめ、当該第一種特定製品廃棄等実施者に対して当該引渡しの再委託を受けようとする者の氏名又は名称及び住所を明らかにし、当該第一種特定製品廃棄等実施者から当該引渡しの再委託について承諾する旨を記載した書面（主務省令で定める事項が記載されているものに限る。）の交付を受けなければならない。この場合において、当該第一種特定製品廃棄等実施者又は当該第一種フロン類引渡受託者は、それぞれ、当該交付をした書面の写し又は当該交付を受けた書面を当該交付をした日又は当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
- 5 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類の引渡しの再委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に当該引渡しの再委託を受けた者の氏名又は名称及び住所その他の主務省令で定める事項を記載し、当該引渡しの再委託を受けた者に当該委託確認書を回付しなければならない。

【省令事項】

再委託する場合における廃棄等実施者の承諾書面の記載事項（法第19条の3第4項）

委託した第一種特定製品の種類及び数

受託者の氏名又は名称及び住所

承諾の年月日

再受託者の氏名又は名称及び住所

再委託承諾書の保存期間（法第19条の3第4項）

3年（保存期間に関する説明については13頁参照）

再委託時の委託確認書の回付手続き（法第19条の3第5項）

委託確認書に記載された事項に相違がないことを確認の上、回付す

ること。

法第19条の3第4項に定める廃棄者の再委託承諾書面を添付すること。

委託確認書を再受託者に回付する際の追記事項（法第19条の3第5項）

当該書面の回付年月日

再受託者の氏名又は名称及び住所

### 【各種書類の保存期間】

委託確認書、引取証明書等の保存は、各主体に各書面又は書面の写しの保存義務を課すことで、

ア 各主体の義務履行状況を第三者（都道府県等）が事後的に確認できるようにする

イ 一連のフロン類回収の委託について、廃棄等実施者、受託者、回収業者等で保存されている書面等を照合する

ことが可能であるが、確認の際には、行程管理制度に関わる全ての主体が書面又は書面の写しを保存している必要があることから、いずれも同一の保存期間とする。

また、保存書面等の確認の結果を踏まえて、都道府県が関係者に適切な指導等を行うため一定の保存期間が必要であるが、関係事業者の負担を考慮し、各書面の保存期間は書面交付又は回付後3年間とする。

### （3）その他

行程管理制度の運用に関して

フロン類回収作業は、回収現場、製品、回収ガス種類ごとに様々であり、実態として効率的な回収が図られるよう、行程管理制度の柔軟な運用が必要。他方で、行程管理制度の関係者の事務手続きの簡素化等の観点からは、全国どこでも同一の書式を利用できることが望ましいとの意見もある。

このため、柔軟な対応が可能なように主務省令では必要最小限のことを定めることとするとともに、事務手続きの簡素化等のために、代表的な回収作業形態に応じた標準書式を、関係業界団体の協力を得つつ作成し、公表することとする。

### 3 . 業務用冷凍空調機器を整備する際の対策強化について

#### 3 - 1 . 整備業者の第一種フロン類回収業者としての登録（法第9条）

##### （1）趣旨

業務用冷凍空調機器の整備の際も、機器に充てんされている冷媒フロン類の抜き取りが行われる場合がある。その際、相当量のフロン類回収が行われていることと考えられるため、第一種特定製品の整備の際に実施するフロン類回収業務の実施について、廃棄の際と同様に、都道府県知事の登録を義務づけた。

##### （2）改正内容等

新たに都道府県知事の登録が必要となる者

- ・ 第一種特定製品の整備に際してフロン類の回収を行っている整備業者は、改正法施行後3ヶ月以内（平成20年1月1日）までに、都道府県知事の登録を受けることが必要（改正法第9条、附則第3条第3項）
- ・ 機器の保有者自らが整備のためにフロン類を回収する場合でも、都道府県知事への登録が必要。

既に都道府県知事の登録を受けている業者の扱い

- ・ 改正法施行後も、手続きなしに整備時にフロン類の回収を行うことができる。（附則第3条第1項）

申請書及び添付書類の内容

- ・ フロン類回収作業は、機器の整備時でも機器の廃棄時でも同様であり法律上も区分して登録することとはされていないことから、申請書類等については現行どおりとする（現行規則第2条）
- ・ 同様の観点から、法第11条第1項に規定する主務省令で定める基準（当該基準に適合していない場合は登録拒否）についても現行どおりとする。

## 関連条文

- 第9条 第一種フロン類回収業（第一種特定製品が整備され、又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収することを業として行うことをいう。以下同じ。）を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 事業所の名称及び所在地
  - 三 その業務に係る第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類
  - 四 事業所ごとの第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力
  - 五 その他主務省令で定める事項

## 関連省令（現行規則）

- 第2条 法第9条第2項（法第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により第一種フロン類回収業者の登録の申請をしようとする者は、様式第1による申請書に次に掲げる書類を添えて、第一種フロン類回収の業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 申請者が外国人である場合においては、外国人登録証明書の写し
  - 二 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書
  - 三 申請者がフロン類回収設備の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類
  - 四 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
  - 五 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法第11条第1項各号に該当しないことを説明する書類
- 2 法第9条第2項第5号の主務省令で定める事項は、事業所ごとのフロン類回収設備の数とする。
- 3 都道府県知事は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の7第5項若しくは第30条の8第1項の規定により、第1項の申請をしようとする者に係る同法第30条の5第1項に規定する本人確認情報を利用することができないとき、又は当該情報の提供を受けることができないときは、第1項の申請をしようとする者が個人（外国人を除く。）である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

### 3 - 2 .第一種特定製品の整備の際の第一種特定製品整備者の引渡義務、第一種フロン類回収業者の引取義務等（法第18条の2）

#### （1）趣旨

業務用冷凍空調機器の整備の際も、機器に充てんされている冷媒フロン類の抜き取りが行われる場合がある。その際、相当量のフロン類回収が行われていると考えられることから、第一種特定製品の整備の際に実施するフロン類回収業務の実施について回収基準の遵守、責任の明確化、回収されたフロン類の扱いの明確化等、必要な措置を講じた。

#### （2）改正内容等

整備の際のフロン類回収作業の回収業者への委託義務（第1項）

第一種特定製品の整備に際して、当該機器中の冷媒フロン類を回収する必要が生じた場合には、当該第一種特定製品の整備を行う者（第一種特定製品整備者、以下「整備者」という。）は、都道府県知事の登録を受けた回収業者に、フロン類回収作業を委託しなければならない。

なお、整備者自らがフロン類の回収を行う場合は、回収業者として、都道府県知事の登録を受けることが必要である。

回収したフロン類の回収業者への引渡義務（第3項）

整備者は、整備時に回収させたフロン類について、当該機器に再び充てんされるフロン類を除き、回収業者に引き渡さなければならない。

なお、法第21条第1項において、回収業者は、自ら当該フロン類の再利用をする場合等を除き引き取ったフロン類をフロン類破壊業者に引き渡す義務が課せられているが、整備時に引き取ったフロン類についても同様の措置を講じなければならない。

回収業者の引取義務（第4項）

整備者に対して回収済フロン類を回収業者に引き渡すことを義務付けていることを受けて、フロン類の引取りを整備者から依頼された回収業者は、正当な理由がなければ引取りの依頼を拒んではならない。



## 関連条文

- 第18条の2 第一種特定製品の整備を行う者（以下「第一種特定製品整備者」という。）は、第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収する必要があるときは、当該フロン類の回収を第一種フロン類回収業者に委託しなければならない。ただし、第一種特定製品整備者が第一種フロン類回収業者である場合において、当該第一種特定製品整備者が自ら当該フロン類の回収を行うときは、この限りでない。
- 2 第一種フロン類回収業者（前項ただし書の規定により自らフロン類の回収を行う第一種特定製品整備者を含む。第21条、第22条第1項から第3項まで、第23条、第24条第3項から第5項まで、第33条第1項及び第4項並びに第34条第2項において同じ。）は、前項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又は同項ただし書きの規定によるフロン類の回収を行うに当たっては、第20条第2項に規定するフロン類の回収に関する基準に従って行わなければならない。
- 3 第一種特定製品整備者は、第1項本文の規定により第一種フロン類回収業者に第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収させた場合において、当該フロン類のうち再び当該第一種特定製品に冷媒として充てんされなかったものがあるときは、これを当該第一種フロン類回収業者に引き渡さなければならない。
- 4 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品整備者から前項に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

### 3 - 3 . 整備に伴う費用負担について（法第37条）

#### （1）趣旨

整備時のフロン類回収に関し、関係者の役割を明確化したことに伴い、それに要する費用についても規定を設けた。

#### （2）改正内容等

##### 整備時の回収業者による料金の請求と支払（第1，2項）

整備時におけるフロン類回収委託は、第一種特定製品整備者が行わなければならない（法第18条の2第1項）。したがって、回収業者はまずフロン類回収委託をした整備者に対して回収等の費用を請求することができることとするとともに、請求を受けた整備者は、機器廃棄時における廃棄者と同様に、請求に応じて適正な料金を支払うことによりフロン類の回収等の費用を負担しなければならない。

##### 整備者と整備の発注者との関係（第3～5項）

整備する機器からのフロン類の回収が必要か否かは、整備の発注者では判断できないこと等から、整備者がフロン類引渡しの義務を負うことになっている（法第18条の2第3項）。しかしながら、本来、機器によって便益を享受している者が廃棄に必要となる費用を負担すべきであるという原則との整合性の観点からも、費用については整備の発注者が負担する旨を規定している。

したがって、整備者は回収業者に支払った料金分を、整備の発注者に対して求償できることとし、整備の発注者はこの請求に応じて支払いを行うことによって、フロン類回収等の費用を最終的に負担しなければならない。

## 関連条文

- 第37条 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品整備者から第18条の2第1項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けようとするとき、又は・・・たときは、当該第一種特定製品整備者又は・・・に対し、当該フロン類の回収、当該フロン類をフロン類破壊業者に引き渡すために行う運搬及び当該フロン類の破壊を行う場合に必要となる費用（以下この条において「フロン類の回収等の費用」という。）に関し、適正な料金を請求することができる。
- 2 第一種特定製品整備者又は・・・は、前項の規定による第一種フロン類回収業者の請求に応じて適正な料金の支払を行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。
  - 3 第一種特定製品整備者は、前項の規定により料金の支払を行ったときは、当該第一種特定製品の整備の発注者に対し、当該料金の額に相当する金額の支払を請求することができる。
  - 4 第一種特定製品整備者は、第18条の2第1項ただし書の規定により自らフロン類の回収を行ったときは、当該第一種特定製品の整備の発注者に対し、当該フロン類の回収等の費用に関し、適正な料金を請求することができる。
  - 5 第一種特定製品の整備の発注者は、前2項の規定による第一種特定製品整備者の請求に応じて支払を行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。

## 4 . 業務用冷凍空調機器を再資源化する際の対策強化について

### 4 - 1 . 第一種特定製品の再資源化時のフロン類の引渡義務等（法第2条）

#### （1）趣旨

第一種特定製品を再資源化することを目的としてリサイクル業者に譲渡する場合についても、その実態は廃棄の場合と何ら違いはなく、フロン類が不適正に放出されないよう適切な措置を講じるべきであるため、今回の改正において、廃棄時と同様に、フロン類の引渡し等を義務づけた。

#### （2）改正内容等

「廃棄する場合」に加えて、「第一種特定製品の全部又は一部を原材料若しくは部品等として利用することを目的として他の者へ有償又は無償で譲渡する場合」を併せた定義である「第一種特定製品の廃棄等」を規定。

#### 関連条文

##### 第2条

5 この法律において「第一種特定製品の廃棄等」とは、第一種特定製品を廃棄すること又は第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡することをいう。

## 5 . 第一種フロン類回収業者の記録等の対策強化について

### 5 - 1 . 第一種フロン類回収業者の記録等（法第 2 2 条）

#### （ 1 ）趣旨

回収業者は、フロン類の種類ごとに廃棄時の回収量等に関する記録を作成・保存するとともに、都道府県知事に報告する義務がある。今回の改正において、第一種特定製品整備時及び再資源化目的譲渡時についても本法の規制対象となったことに伴い、回収業者に帳簿の作成、保存及び都道府県知事への報告を義務づけた。

#### （ 2 ）改正内容等

整備時等回収量の記録及び都道府県知事への報告(第 1 項及び第 3 項)  
回収業者は、フロン類の種類ごとに廃棄時の回収量等に関する記録を作成・保存するとともに、都道府県知事に報告する義務がある。

今回の改正では、新たに第一種特定製品整備時及び再資源化目的譲渡時のフロン類回収が義務化されており、これらについても回収量等に関する記録を作成・保存するとともに、都道府県知事への報告の対象とした。

第一種特定製品の整備が行われる場合において回収した量（回収した量のうち、当該第一種特定製品に再び冷媒として充てんした量を除く）を追加。

なお、「当該第一種特定製品に再び冷媒として充てんした量」については、回収業者の手元に残らないことから対象から除いた。

#### ア 主務省令で定める記録の手続き

- ・現状でも規則第 9 条第 2 項に以下のように定められており、変更は必要ない。

#### 関連省令（現行規則）

##### 第 9 条

- 2 第一種フロン類回収業者は、前項各号に掲げる事項に関し、フロン類の回収、再利用又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、記録を作成し、当該記録の作成の日から 5 年間保存しなければならない。

イ 主務省令で定める記載事項

- ・回収年月日、回収に係る機器の種類、台数等については、機器の廃棄時のフロン類回収と同様に記入することとする。
- ・整備時の回収と廃棄時の回収を区分して記録する。
- ・関係者から記録閲覧希望の申出を受けた場合にはこれを拒んではない旨の規定を新設（後述）したことに伴い、整備者の氏名等に加えて整備発注者の氏名、またこれらの者の住所も記載する。

第一種フロン類回収業者に係る記録閲覧規定の新設（第2項）

廃棄等実施者その他の関係者が、回収業者に対し、回収に係る記録閲覧を求めることが出来る旨の規定を新設した。

現行法は、法第34条第2項において、「フロン類破壊業者は、関係者から記録閲覧希望の申出を受けた場合にはこれを拒んではない」という規定を置くのみで、回収業者に対する記録閲覧要求の規定は存在しなかった。

今回、行程管理制度の導入により、関係者が回収業者における回収の記録を閲覧する必要性は高まるものと思われるため、回収業者に対しても、破壊業者と同様に、関係者からの記録閲覧希望の申出を受けた場合にはこれを拒んではない旨の規定を新設した。

関係者としては、回収業者へのフロン類の引渡しに直接関係する者又は回収費用を負担する者として、「第一種特定製品の整備の発注者」、「第一種特定製品整備者」、「第一種特定製品廃棄等実施者」、「第一種フロン類引渡受託者」を規定した。

## 関連条文

第22条 第一種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、第一種特定製品の整備が行われる場合において回収した量(回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充てんした量を除く。第3項において同じ。)第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第26条第2号二に規定するフロン類破壊業者に引き渡した量、再利用をした量その他の主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品の整備の発注者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者から、これらの者に係る前項の規定による記録を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

3 第一種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において、第一種特定製品の整備が行われる場合において回収した量、第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第26条第2号二に規定するフロン類破壊業者に引き渡した量、再利用をした量その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を主務大臣に通知しなければならない。

## 関連省令（現行規則）

第9条 法第22条第1項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第一種特定製品が廃棄される場合においてフロン類を回収した年月日、当該回収に係る第一種特定製品廃棄者の氏名又は名称、当該回収に係る第一種特定製品の種類及び台数並びに回収したフロン類の量
- 二 フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の量
- 三 フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用した年月日及びその量又は冷媒その他製品の原材料として利用する者にフロン類を有償若しくは無償で譲渡した年月日、その相手方の氏名若しくは名称及び譲渡したフロン類の量
- 四 フロン類を第7条に規定する場合において引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の量

第11条 法第22条第2項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、前年度（年度は、4月1日

- から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)においてフロン類を回収した  
第一種特定製品の種類ごとの台数及び回収したフロン類の量
- 二 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、前年度の年度当初に保管していたフロン類の量
  - 三 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、前年度においてフロン類破壊業者に引き渡したフロン類の量
  - 四 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、前年度において自ら再利用したフロン類の量
  - 五 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、前年度において第7条に規定する場合において引き渡したフロン類の量
  - 六 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、前年度の年度末に保管していたフロン類の量
- 2 第一種フロン類回収業者は、年度終了後45日以内に、様式第3による報告書とその業務を行った区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。



## 6 . 担保措置の強化等について

### 6 - 1 . 廃棄等実施者等に対する都道府県知事の指導、助言、勧告、命令等の措置（法第 2 3 条、第 2 4 条、第 4 3 条、第 4 4 条及び第 4 5 条）

#### （ 1 ）趣旨

今回の改正において、第一種特定製品を整備する際の諸義務（第 1 8 条の 2 ）、解体工事時の説明義務（第 1 9 条の 2 ）及び行程管理制度（第 1 9 条の 3 及び第 2 0 条の 2 ）が創設されることに伴い、これらの義務に係る担保措置を新たに導入するとともに、現行法で担保措置が設けられていない第一種特定製品廃棄等実施者のフロン類引渡義務（第 1 9 条）について、担保措置が新たに導入された。

また、法律上の義務対象者及び担保措置対象が増えることに伴い、報告徴収（第 4 3 条）、立入検査（第 4 4 条）の対象が追加された。

#### （ 2 ）改正内容等

指導・助言及び勧告・命令について（第 2 3 条、第 2 4 条）

- ・ 廃棄等実施者のフロン類引渡義務の違反に対する担保措置は改正前のフロン回収・破壊法には設けられていないが、フロン類の引渡が適切に行われるよう、指導・助言により改善を促すとともに、特に悪質かつ反復継続的に違反を行っている廃棄等実施者に対しては勧告・命令を行い、命令に従わない場合に罰則（50万円以下の罰金（法第 5 6 条））を科す制度を導入した。

- ・ 行程管理制度に対する担保措置については、行程管理制度を広く社会一般に適用する以上、一律に同制度の履行がなされるよう、一定の担保措置を併せて設ける必要があるため、違反に対しては勧告・命令を行い、命令に従わない場合に罰則（50万円以下の罰金（法第 5 6 条））を科す制度を導入した。

報告徴収及び立入検査について（第 4 3 条、第 4 4 条）

廃棄等実施者や整備者がフロン類の引渡しについて不適切な行為を行っているという通報があっても、現行法では都道府県知事はこれらの者に対する権限を何ら有していないことから、確認する手段がなかった。また、今回の改正により導入した行程管理制度には、第三者による義務履行状況の確認を可能にする機能があるが、この機能は関係者の相互チェックと併せて行政機関による具体的なチェックがなされることで、より有効に機能

する。

また、廃棄等実施者に対して、回収業者からの引取証明書が戻ってこない場合等において、都道府県知事に報告する制度を設けており（法第20条の2第4項）、当該報告を受けた都道府県知事が、行程の途中の受託者に対し報告徴収、立入検査等を実施することにより、当該報告制度がより確実に機能する。

このため、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者を都道府県知事の報告徴収、立入検査の対象に追加した。

## 関連条文

第23条 都道府県知事は、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者又は第一種フロン類回収業者に対し、第18条の2第1項本文の規定によるフロン類の回収の委託、同条第項、第19条若しくは第21条第1項の規定によるフロン類の引渡し、第18条の2第4項若しくは第19条の2第1項の規定による確認及び説明の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該回収の委託、引渡し、引取り又は確認及び説明の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

第24条 都道府県知事は、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者が第19条の3の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類回収業者が第20条の2第1項から第5項までの規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、第一種フロン類回収業者が第20条第2項に規定するフロン類の回収に関する基準を遵守していないと認めるとき、又は第一種フロン類回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。以下この項において同じ。）が第21条第2項に規定するフロン類の運搬に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該第一種フロン類回収業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

4 都道府県知事は、正当な理由がなくて前条に規定する回収の委託、引渡し又は引取りをしない第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類回収業者があるときは、これらの者に対し、期限を定めて、当該回収の委託、引渡し又は引取りをすべき旨の勧告をすることができる。

5 都道府県知事は、前各項の規定による勧告を受けた第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類回収業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、

これらの者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第43条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類回収業者又はフロン類破壊業者に対し、フロン類の引渡し、回収又は破壊の実施の状況等に関し報告を求めることができる。

第44条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類回収業者又はフロン類破壊業者の事務所若しくは事業所又はフロン類の回収の業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2、3 (略)

第56条 第24条第5項又は第36条第3項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

### (3) その他

第20条の2第4項に基づいて、廃棄等実施者から引取証明書がもどってこなかった等の報告が都道府県知事にあった場合の対応例

廃棄等実施者が保存している委託確認書に記載されている氏名等をもとに、受託者、回収業者に対して報告徴収等を求める。更に、必要があれば立入検査を実施する。その際、委託確認書の有無を確認し、その結果委託確認書を回付せず、フロン類の引渡しを行っていない場合には勧告を実施する。

一般からの通報その他業務用冷凍空調機器が廃棄される可能性が高いにもかかわらず(例えば、ビル、店舗等における業務用冷凍空調機器の更新、建物の解体工事等)、フロン類を回収した形跡がないような場合の対応例

廃棄等実施者に対して、フロン類の回収を行ったかどうかを確認するための報告徴収を求める。更に、必要があれば立入検査を実施する。委託確認書の有無を確認し、その結果委託確認書を回付せず、フロン類の引渡しを行っていない場合には勧告を行う。

廃棄等実施者が敷地内に第一種特定製品を使用することなく保有し続けている場合の対応例

フロン類回収業者に引き渡すよう、指導、助言を行う。